広

島

原に

お

いナ

る

後

其月

齿台

矢

療

制

度

**(7)** 

保

険

米斗

2345

が

決

ま

6)

ま

者

額

が左

世お険

の被

と保

合

の保険料額の保険料額の

の具体例の

0

軽減

され

。(低所得

すは、均等割額の 所得の低い の

## ② 熊野町国民健康保険の財政状況

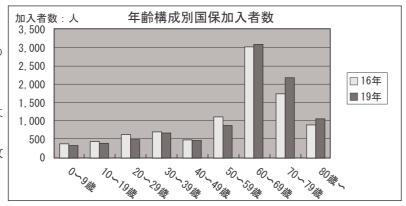
# 窮地に立たされている国保財政

TEL820-5 6 0 4

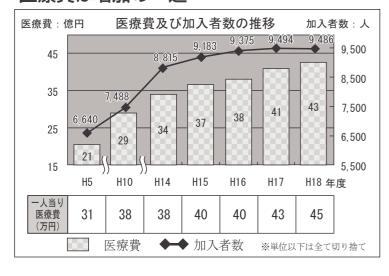
国民健康保険(以下「国保」)財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化で医療費が年々増 加し、非常に厳しい運営状況になっています。国保財政の現状についてご理解いただくため、3 回シリーズでお知らせします。

#### 国保加入者の推移

- ○高齢化が着実に進み、60歳以上の 加入者が全加入者の約3分の2 (66%) を占めています。
- ○平成19年12月31日現在の加入者は 9,505人です。
- ○平成16年から平成19年の加入者数 は、ほぼ横ばいです。



### 医療費は増加の一途



- ○熊野町の国保にかかる医療費は、年々 増加の一途をたどり、平成14年度には 約34億円(約1.4倍)、平成18年度に は約43億円(約2.0倍)となっていま す。
- ○同様に年平均加入者は、平成14年度 8,815人(約1.3倍)、平成18年度 9,486人(約1.4倍)となっています。 〔()内は、平成5年度との比較〕

加入者は約1.4倍の伸びに対して、医 療費が2倍以上となっている状況です。 なお、一人あたりの医療費では、平成5 年度と平成18年度の比較で約1.5倍の伸 びとなっています。

### 国民健康保険財政への影響は?

国民健康保険は、若い人に比べ医療費の高い高齢者や、離職等による収入の不安定な被保険 者が増加しており、構造的に弱い財政基盤にあります。加えて近年低迷する経済情勢の中、保 険税等の歳入が伸び悩んでいます。

一方、被保険者の高齢化の進展、高度先進医療の普及などにより、医療費は急速に増加し、 今後さらに増加していくことが予想されます。このようなことから不足した財源を町一般会計 からの繰入に頼らざるを得なくなってきており、町の財政の大きな圧迫原因となっています。

また、国保財政の約3分の1は皆さんの保険税によるものです。医療 費の増加により、皆さんに負担していただく国保税は大幅に増額しなけ ればなりません。医療費の増加を防ぐためにも、若い頃からの生活習慣 病予防が大切です。

「生活習慣病予防」につ いては、P8の「けんこう 通信 を参照ください。

[単身世帯の場合]

被保険者の方に納めていただく保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被 保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

この度、平成20年度および21年度の広島県における個人の保険料を算定するための「保険料 率 | (均等割額と所得割率)が次のとおり決まりました。



※年金収入だけの被保険者については、年金収入額が153万円以下の場合は所得割は課されません。

※総所得金額は、「給与収入-給与所得控除額」、「年金収入-公的年金等控除額」などの合計額から基礎控除額 33万円を引いた額となります。

世帯の軽減判定所得(被保険者と世帯主の所得の合計額)	均 等 割 額
『33万円』以下の場合	7割軽減 〔12,140円/年〕
『33万円+24.5万円×*世帯の被保険者数』以下の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数となります。	5割軽減 〔20,233円/年〕
『33万円+35万円×世帯の被保険者数』以下の場合	2割軽減 〔32,373円/年〕

※軽減判定所得…基礎控除額控除前の総所得金額をいいます。ただし、年金収入がある人は、 年金収入額を更に控除(特別控除:上限15万円)した額が、軽減判定所得となります。 ※なお、基準となる額は税制改正などにより今後変更される場合があります。

#### [被保険者2人世帯の場合]

年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料			年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料
					世帯主	153万円	12,140円	0円	12,140円
153万円以下	12,140円	0円	12,140円		世帯員	79万円	12,140円	0円	12,140円
	_				世帯主	180万円	20,233円	19,278円	39,511円
200万円	32,373円	33,558円	65,931円		世帯員	79万円	20,233円	0円	20,233円
050	40.407III	CO 050	400 705 III		世帯主	200万円	32,373円	33,558円	65,931円
250万円	40,467円	円 69,258円	109,725円		世帯員	79万円	32,373円	0円	32,373円
ver 1 33 ± 1, a	LL. felse chall dors 1 1	1 A W. 4.2 TH	hr 1-			4 · 4 · 1 · 7 · F ·		1111. 4 . 4 . 311.	tes r . I .

※上記表中の均等割額は軽減後の金額です。 ※世帯員の年金収入「79万円」は老齢基礎年金の満額で設定。

🎽 年金収入200万円 – 公的年金等控除額120万円 – 特別控除額15万円 = 65万円が総所得金額。 したがって、均等割額は2割軽減に該当。総所得金額と0.0714の積である33,558円が所得割額。

期間	保険料の負担			
<del>//</del> ) [6]	均等割額	所得割額		
4月~9月	負担なし			
10月~平成21年3月	1割を負担	負担なし		
平成21年4月以降、制度加入時から 2年を経過するまでの間	5割を負担*	712.60		
制度加入時から2年を経過した後	全額負担*	所得に応じて負担		

※低所得世帯に係る軽減措置の対象となります。

合業務 島県後

課

業務係

期高

齢者医療広

域

険年

-金 グ

8

TEL

のに組 は、等制度 度険 の加料 扶直軽 おりに表者が表者が 健 置 っ康

た保

だきま によ 2 分 の 徴 万 翌年 の料 収 未満の は、 0 仮の す り個別に納 (普通徴 き (特別) · 2 月 本 徴 額 1  $\sigma$ き分)を、7 は 徴 収は、 原 収分 分 金  $\widehat{4}$ 8

の合算額が年金受給額 を超える人等に 天引き分)、 付書や口座振 人や介護保 (収)。また、 月に特 É が 年 6 険 た 額 わ上歳 の以 と一定の る、  $\mathcal{O}$ が 人あ 保る 険 65

- Public Information: KUMANO - '08/2月号

- Public Information: KUMANO - '08/2月号

制歳